

○東海大学聴講生に関する規程

(制定 昭和25年2月20日)

改訂	昭和38年4月1日	昭和41年4月1日
	昭和45年4月1日	昭和47年4月1日
	昭和49年4月1日	昭和53年4月1日
	昭和62年4月1日	昭和63年4月1日
	1989年4月1日	1990年4月1日
	1994年4月1日	1997年4月1日
	2001年4月1日	2002年4月1日
	2009年4月1日	2011年4月1日
	2013年4月1日	2014年4月1日
	2021年4月1日	2022年4月1日
	2023年4月1日	2024年4月1日

第1条 この規程は、東海大学学則（以下「学則」という。）第47条に基づき、聴講生に関することを定める。ただし、別科日本語研修課程の聴講生に関する規程は別に定める。

第2条 聴講生として出願することのできる者は、学則第26条の各号の一に該当する者及び本学が特に認めた者とする。

第3条 本学に聴講を願い出る者は、聴講しようとする科目を開設している各キャンパスのカレッジオフィス等に、別に定める所定の書類等を出願期間内に、提出しなければならない。

2 翌学期（次年度）以降も聴講生として出願する場合も同様とする。ただし、両学期にわたる開講科目については除く。

第4条 1学期内に聴講できる科目は、原則として1週間に10時間以内とする。ただし、第1条のただし書以下の課程については除く。

2 特別な科目については、聴講を許可しないことがある。

3 実験・実習・実技及び他学科履修不可科目を聴講することができるのは、原則として東海大学を卒業した者に限る。

第5条 聴講生の選考方法は、書類審査とする。

第6条 学部長、所長又は部長は、正規生の履修を妨げない場合に限り、学長の承認を得て聴講を許可することができる。

第7条 聴講を許可されたものは、1週間以内に別に定める登録料及び聴講料を納入しなければならない。

第8条 いったん納入した出願料、登録料及び聴講料は、原則として返還しない。ただし、事情により、開講時において、未開講科目となった場合の聴講料は、返還する。

第9条 聴講生に対しては、原則として定期試験等を行わない。

第10条 聴講生は、学部長、所長又は部長の監督を受ける。

第11条 聴講生が、学則若しくは大学の諸規則に違反したとき又は聴講目的等に反したときは、学部長、所長又は部長は学長の承認を得て聴講許可を取り消すことができる。

第12条 聴講生は、図書館、コンピュータ室等の本学施設の利用ができる。

東海大学聴講生に関する規程(3440)

第13条 聴講生は、正規生の学内諸団体に所属することはできない。

第14条 聴講生には、本学卒業の資格を付与しない。

第15条 聴講生には、学割及び通学証明書は発行しない。

第16条 他大学に在学する者の聴講を認め、これを特別聴講生と称し、この規程を準用する。

第17条 この規程に定められていない聴講生に該当する事項については、大学の諸規程を準用する。

付 則

この規程は、昭和25年2月20日から施行する。

付 則（2024年4月1日）

この規程は、2024年4月1日から施行する。